

令和7年第1回定例会

長生郡市広域市町村圏組合議会会議録

令和7年2月 4日 開会

令和7年2月25日 閉会

長生郡市広域市町村圏組合議会

令和7年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会会議録

令和7年2月4日

出席議員（17名）

1番	金坂道人君	2番	岡沢与志隆君
3番	小久保ともこ君	4番	鈴木敏文君
5番	ますだよしお君	6番	常泉健一君
7番	小関義明君	8番	森佐衛君
9番	麻生安夫君	10番	小川清隆君
11番	阿井市郎君	12番	岡本高直君
13番	梅澤哲夫君	14番	酒井良信君
15番	柴田孝君	16番	本吉敏子君
18番	御園生明君		

欠席議員（1名）

17番	松野唱平君
-----	-------

説明のため会議に出席した者の職氏名

管理者	市原淳君	副管理者	馬淵昌也君
副管理者	田中憲一君	副管理者	小高陽一君
副管理者	石井和芳君	副管理者	月岡清孝君
副管理者	平野貞夫君	病院事業管理者	阿部恭久君
教育長	富田浩明君	事務局長	渡辺裕次郎君
消防長	秋葉和彦君	水道部長	白井光夫君
公立長生病院 事務部長	柴崎勲君	事務局次長	石崎康志君
事務局副参事 (環境衛生課長事務取扱)	杉崎正文君	消防本部次長 (総務課長事務取扱)	丸宏史君
水道部次長 (管理課長事務取扱)	大和久正君	事務局総務課長	鳥山禎幸君
医療民生課長	唐津ひろみ君	公立長生病院 総務課長	堺谷正男君
環境衛生課主幹	渡邊稔也君	会計管理者	田邊治幸君
消防本部 総務課長補佐	高橋明宏君	環境衛生 センター所長	安井一仁君

温水センター所長 本 吉 智 久 君 長南聖苑所長 村 上 尚 子 君
視聴覚教材センター所長 茂 住 卓 生 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 岡 澤 靖 江 書 記 秋 葉 正 人
書 記 野 元 保 裕

議 事 日 程

令和7年2月4日 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 令和6年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3号）
- 第 4 議案第 2 号 令和6年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費補正予算（第2号）
- 第 5 議案第 3 号 令和6年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3号）
- 第 6 議案第 4 号 令和7年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算
- 第 7 議案第 5 号 令和7年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算
- 第 8 議案第 6 号 令和7年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算
- 第 9 議案第 7 号 令和7年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算
- 第10 議案第 8 号 長生郡市広域市町村圏組合水道審議会に関する条例の制定について
- 第11 議案第 9 号 消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第12 議案第10号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第12号 長生郡市広域市町村圏組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第15 議案第13号 長生郡市広域市町村圏組合水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第14号 長生郡市広域市町村圏組合水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第15号 長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第16号 長生郡市広域市町村圏組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第17号 工事請負契約の変更について
- 第20 議案第18号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第21 公立長生病院の経営に関する調査研究特別委員会中間報告の件
- 第22 休会の件

○議長（梅澤哲夫君） おはようございます。

議会開会に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員から、令和6年度定例監査の結果と例月出納検査の結果について報告がありました。本日、お手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

書面による報告は、以上であります。

次に、本日、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名はお手元に配付してございますので、御了承願います。

なお、17番松野唱平君から欠席する旨の届出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

午前10時00分開会

○議長（梅澤哲夫君） ただいまから、令和7年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は17名であります。よって、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

先ほど議会運営委員会を開き、今定例会の運営等について協議をいただきましたので、その内容について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

岡沢議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（岡沢与志隆君） 議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、令和7年第1回定例会の日程及び会議の運営方法について協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

お手元に本定例会の議事日程を配付してございますので、御覧いただきたいと存じます。

まず、本日の日程について申し上げます。

日程第1といたしまして、「会議録署名議員の指名」を行います。

日程第2といたしまして、「会期の決定」を行います。この会期でございますが、提案されております議案等の内容から、本日4日から25日までの22日間としたいと思っております。また、会期の内容でございますが、明日5日から24日までは休会とし、25日に本会議をお願いしたいと存じます。

日程第3から日程第20は、議案18件の上程があり、各々説明を受けた後にその審議を行い

ます。そのうち、議案第4号から議案第7号までの令和7年度各会計予算につきましては、質疑後、所管の委員会に審査を付託し、休会中に審査をお願いいたします。そして、25日の本会議において、委員会報告後、採決するようにお願いいたします。

なお、この令和7年度予算以外の議案につきましては、委員会付託を省略し、質疑後、本日採決するようにお願いいたします。

日程第21といたしまして、「公立長生病院の経営に関する調査研究特別委員会中間報告の件」を行います。

最後に、日程第22といたしまして、「休会の件」を行います。

次に、25日の日程について申し上げます。

日程第1といたしまして、「付託案件の総括審議」を行います。

日程第2といたしまして、「閉会中の所管事務調査申出の件」であります。

以上で全日程が終了となります。

なお、採決の方法は起立によりお願いいたします。

以上が今定例会の運営に関する協議決定事項であります。

議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（梅澤哲夫君） 御苦労さまでした。

以上で議会運営委員会委員長の報告を終わります。

本日の議事日程は、既にお手元に配付してありますので、それにより御了承願います。

それでは、これより日程に基づき議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第81条の規定により、本職において指名いたします。

3番小久保ともこ議員、4番鈴木敏文議員の両名を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、今回提出されました議案の内容と議会運営委員会の意向を尊重し、本日から25日までの22日間としたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日4日から25日までの22日間とすることに決定いたしました。

ここで、管理者から挨拶の申入れがありましたので、これを許します。

管理者、市原淳君。

○管理者（市原 淳君） おはようございます。

令和7年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、時節柄大変お忙しい中、本定例会にご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、日頃より広域行政の推進に御理解、御協力を賜り、心より感謝を申し上げます。

さきで開催されました令和7年消防出初式においては、御多用の中御出席いただきました議員の皆様方には、重ねて御礼を申し上げます。

ここで、行政報告をさせていただきたいと存じます。

初めに、環境衛生課の関係でございます。

新最終処分場建設事業につきましては、令和5年9月の工事契約から事故なく進捗しております。工事を進める中で、土木建築工事において、地盤改良範囲が増えたことなどによる工事の設計変更に伴い、令和5年9月28日に議会の議決をいただきました新最終処分場土木建築工事の工事請負契約の変更について、議会の議決を求めるため議案を本定例会に提案させていただいております。

詳細につきましては、担当から御説明いたしますので、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

次に、公立長生病院の関係ですが、令和6年度はアクションプランの最終年度でもあり、経営改善の取組として入院100人プロジェクトを立ち上げ、各診療科に目標値を持ってもらうなどの取組により、夏場以降入院患者数が増加し、高い病床利用率が続いている状況でございます。

また、医師確保につきまして、常勤の麻酔科医を9月から採用することができ、これにより日中の緊急手術の対応が可能となり、手術件数の増加や収益の増加につながるものと期待しております。

引き続き医師の確保、入院、外来患者数の増加など、経営改善に努め、関係機関との連携を図りながら、地域医療の充実を図ってまいりたいと考えております。

さて、本定例会におきましては、令和7年度予算をはじめとする18議案の御審議をお願いいたしますが、私から、令和7年度の広域行政の運営方針と新年度予算の概要を申し上げます。

世界情勢などの影響による構成市町村の厳しい財政状況と、広域行政が果たす住民生活に密着した欠くことのできない事業を着実に推し進めることを念頭に置きながら、歳入では、財源の的確な算定を行い、歳出では、限られた財源で最大の効果を得られるよう調製を行うことで市町村負担金の抑制に努めました。

初めに、一般会計予算の概要について申し上げます。

予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ119億6,300万円余を計上いたしました。

新最終処分場建設事業につきましては、令和7年度が事業の最終年度となる計画でしたが、土木建築工事において、地盤改良範囲の増や町道線形、施設配置の見直しによる設計変更により、令和8年11月末まで、約8か月の工期延長を予定しております。

消防庁舎の建替えにつきましては、令和7年度に西消防署の建設工事に着手し、令和8年度内の完成を目指します。

また、南消防署につきましては、現在も地権者と用地の取得に向け交渉中ではありますが、令和7年度に設計及び構造計算委託、地質調査委託、用地造成工事費を計上し、令和9年度での完成を目指しております。

今後も、圏域住民の要望に沿えるよう、一般廃棄物の処理を円滑に進めるとともに、消防業務や救急医療体制の充実に努めてまいります。

次に、特別会計火葬場・斎場事業費予算について申し上げます。

予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ1億5,200万円余を計上いたしました。供用開始から27年目を迎え、引き続き計画的な施設の維持管理を行いながら、安定した管理運営に努めてまいります。

次に、水道事業会計について申し上げます。

本圏域内の水道普及率は96%を超えており、水道は圏域住民の生活、各種社会経済活動に欠くことのできない基盤施設として発展、定着しております。近年では、人口減などを背景に水需要は減少傾向にあり、水道事業の経営は厳しさを増しております。

こうした中、令和7年度水道事業会計予算といたしましては、業務の予定量を給水世帯数6万5千世帯余、給水人口約13万5千人余、年間総給水量を1,915万立方メートル余と見込んでおります。

収益的収支につきましては、収益的収入を50億6,500万円余、収益的支出を51億7,500万円余とし、受水費の増加から損失が生じる見込みでございます。

また、資本的収支は、資本的収入を8億7,400万円余と見込み、資本的支出を21億6,400万

円余と見込みました。

水道事業では、常に安全で安心して飲むことのできる水が持続的かつ安定的に提供されるよう、着実な更新投資を進める必要があります、引き続き配水管の耐震化や老朽施設の更新事業を進めてまいります。

次に、病院事業会計予算について申し上げます。

令和7年度予算の業務の予定量は、入院患者数を3万6千人余、外来患者数を8万2千人余と見込みました。

収益的収支につきましては、病院事業収益を38億3,800万円余、病院事業費用を38億2,300万円余といたしました。

また、資本的収支は、資本的収入を2億9,600万円余とし、資本的支出を3億9,900万円余といたしました。

医療を取り巻く環境は、医療人材の不足をはじめ、人件費の上昇や材料費の高騰など、依然として厳しい経営環境が続いておりますが、一層の経営改善に努めてまいります。

議員各位におかれましては、今後も長生病院が圏域内唯一の公立病院としてその役割を果たしていけるよう、引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上、新年度予算の概要につきまして御説明を申し上げます。

また、そのほかの議案につきましては、それぞれ担当から説明をいたしますので、議員各位におかれましては、慎重なる御審議をいただき、御可決を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

以上、議会定例会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 御苦労さまでした。

以上で、管理者の挨拶は終わりました。

次に、日程第3「議案第1号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3号）」、日程第4「議案第2号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費補正予算（第2号）」、日程第5「議案第3号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3号）」を一括議題としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認め、この3件を一括議案といたします。

初めに、議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 「議案第1号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

議決事項につきましては、補正予算書の1ページから3ページの第3表地方債補正まででございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条、本案は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,059万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億7,760万9,000円にしようとするものでございます。

では、その内容を歳出から御説明申し上げます。

13ページをお開きください。補正予算給与費明細書でございます。

まず、特別職でございますが、消防団員が74名減少したことにより270万円余を減額しようとするものでございます。

14ページをお開きください。職員人件費の総括でございます。

上段の表、左から2列目、職員数の比較でございますが、自己都合退職及び人事異動により、括弧で表記した再任用職員及び会計年度任用職員の短時間勤務職員が4人の減、常勤職員及び再任用職員フルタイムが1人の増となっております。

右に移り、報酬でございますが、会計年度任用職員のうち短時間勤務に対するもので、給与改定、また1人の増により79万円余の増。

次に、給料でございますが、給与改定により1,597万円余の増。

次に、職員手当でございますが、夜間勤務手当、休日勤務手当、児童手当の実績及び見込みによる増、また、制度改正に伴う期末勤勉手当の増などにより2,222万円余の増。

次に、共済費でございますが、共済負担金率が見込みより下がったことで3,133万円余の減となり、職員人件費合計で766万円余の増額をしようとするものでございます。

補正予算給与費明細書の内訳や明細は、14ページ下段の表から16ページに掲載してございますので、後ほど御確認ください。

また、費目ごとの人件費の増減は、7ページから12ページの歳出事項別明細で御確認ください。

7ページをお開きください。歳出の事項別明細書でございます。

下段の2款1項3目諸費は、過年度分市町村負担金の精算でございます。

前年度繰越金から、11月補正での清掃費の財源及び一般廃棄物処理施設建設基金への積立分を除いた6,234万円を構成市町村に還付しようとするものでございます。

9ページをお開きください。

表の中段、4款2項4目不燃物処理費、11節役務費、手数料でございますが、執行済みのフォークリフト特定自主検査料が予算編成時より値上がり、今後執行する4トンダンプの車検代行手数料が不足することとなったため、9,000円を増額しようとするものでございます。

続いて、12節委託料で、不燃ごみ処理量の実績及び見込みにより、廃スプリング製品等運搬解体業務委託料及び廃乾電池運搬処理委託料が不足することから、85万円を増額しようとするものでございます。

10ページをお開きください。

上段の表、4款2項8目温水センター屋外施設費、17節備品購入費で、老朽化したテニスコートのネット及び整備用のブラシの更新購入で7万円余を増額しようとするものでございます。

続いて、9目一般廃棄物処理施設建設基金費は、11月補正予算で積立てを行いました、前年度繰越金を精算し、185万円余を追加で積立てようとするものでございます。

なお、一宮町分については、11月補正予算での積立額に介護認定審査会費分繰越金を含んでいたことから、一宮町との協議の上、基金積立額を減額し、介護認定審査会費分の過年度分市町村負担金精算金として一宮町へ還付しようとするものでございます。

17ページに一般廃棄物処理施設建設基金の市町村ごとの積立額及び補正予算後の残高の表を添付しておりますので、後ほど御確認ください。

12ページをお開きください。

下段の表、7款1項公債費でございますが、令和5年度の最終処分場嵩上げ事業で財源更正により起債発行しなかったこと、また、令和5年度借入れの利率が確定したことにより、元金及び利子の不用額を減額しようとするものでございます。

その他の歳出補正予算科目につきましては、執行差金、実績及び見込みを精査し、不用額を見込んだ科目についてそれぞれ減額し、また、執行に伴う特定財源の調整をしようとするものでございます。

以上が歳出の概要でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

中段の表、3款1項1目1節清掃費補助金、循環型社会形成推進交付金で、令和5年度に概算で受け入れた923万円余を精算するため、令和6年度分から減額しようとするものでございます。

続いて、2目1節消防費補助金で、常備消防車両の消防ポンプ自動車及び水槽付消防ポンプ自動車の財源として、緊急消防援助隊設備整備費事業が採択され、国庫補助金の交付決定があったことから、3,942万円余を増額し、これに伴い、同財源として当初予算で計上していた4款1項1目1節消防費補助金、消防防災施設強化事業補助金のうち、常備消防施設費分949万円余を減額し、財源を更正しようとするものでございます。

また、同消防防災施設強化事業補助金のうち、非常備消防費分で消防団員の被服購入の財源として、消防団総合整備事業が採択され、県補助金の交付決定があったことから、156万円余を増額し、財源を更正しようとするものでございます。

6ページをお開きください。

中段の表、7款3項1目1節災害時等相互援助細目協定に基づくごみ処理委託料で、火災でごみ処理を中止した東金市外三市町清掃組合から、ごみ処理委託料として334万円余を皆増しようとするものでございます。

次に、8款1項組合債は、執行に伴う事業費の確定などによる6,170万円の減額のほか、将来負担を抑制するため、執行差金などで余剰が生じた一般財源等9,320万円を財源更正し、合わせて1億5,490万円を減額しようとするものでございます。

その他の歳入補正予算項目につきましては、実績及び見込みを精査し、増額や不足が見込まれる科目について、それぞれ増減をしようとするものでございます。

以上が歳入の説明でございます。

なお、一般会計において、現年度の市町村負担金の増減は生じません。

3ページにお戻りください。上段の第2表繰越明許費補正でございます。

5款1項消防費の千葉県防災行政無線（衛星系）設備再整備負担金で、電源ケーブルの受注停止が生じ、年度内の事業完了が見込めない通知が千葉県からあったことから、896万円余の繰越明許費を設定しようとするものでございます。

次に、下段の第3表地方債補正は、歳入で御説明いたしました最終処分場施設、常備消防施設及び非常備消防施設整備事業債で、事業費の確定及び将来負担の抑制のための財源更正に伴い、それぞれ起債の限度額を変更しようとするものでございます。

以上、議案第1号について御説明申し上げます。

よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第2号について提案理由の説明を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 「議案第2号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

議決事項につきましては、補正予算書の1ページから2ページの第2表繰越明許費補正まででございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条、本案は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ991万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,204万2,000円にしようとするものでございます。

では、その内容を歳出から御説明申し上げます。

6ページをお開きください。補正予算給与費明細書でございます。

職員人件費の総括でございます。上段の表、左から3列目、報酬でございますが、会計年度任用職員のうち、短時間勤務に対するもので、給与改定により40万円余の増。

次に、給料でございますが、給与改定により40万円の増。

次に、職員手当でございますが、制度改正に伴う期末勤勉手当の増により19万円の増。

次に、共済費でございますが、共済負担金率が見込みより下がったことで17万円の減となり、職員人件費合計で82万円余の増額をしようとするものでございます。

補正予算給与費明細書の内訳や明細は、6ページ下段の表から8ページに掲載してございますので、後ほど御覧ください。

5ページをお開きください。歳出の事項別明細書でございます。

下段の1款1項2目諸費は、過年度分市町負担金の精算で、構成3市町へ合わせて1,217万円余を還付しようとするものでございます。

その他の歳出補正予算科目につきましては、執行差金、実績及び見込みを精査し、不用額を見込んだ科目について、それぞれ減額しようとするものでございます。

以上が歳出の概要でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

4ページをお開きください。

2款1項1目使用料は、聖苑使用料及び霊柩車使用料の実績及び見込みにより、226万円余を減額しようとするものでございます。

次に、3款1項1目1節前年度繰越金は、1,217万円余の増額をしようとするもので、歳出で御説明いたしました構成3市町への過年度分負担金精算還付の財源となるものでございます。

以上が歳入の概要でございます。

なお、特別会計におきましても、現年度の市町負担金に増額は生じません。

以上、議案第2号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第3号について提案理由の説明を求めます。

白井水道部長。

○水道部長（白井光夫君） 「議案第3号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。初めに、第2条業務の予定量ですが、年間総給水量は本年度の実績から給水量の増加を見込み、14万9,750立方メートル増量し、1,919万2,000立方メートルに改め、1日平均給水量を410立方メートル増量し、5万2,581立方メートルに改めるものです。

次に、第3条収益的収入及び支出です。15ページをお開きください。補正予算説明書にて説明させていただきます。

収入の第1款水道事業収益は、4,801万4,000円増額し、補正後の予定額を50億8,419万4,000円にしようとするものです。その内訳ですが、第1項営業収益は、家事用、工場用水量の増加を見込み、4,540万8,000円増額し、39億7,331万6,000円にしようとするものです。

第2項営業外収益は、受取利息及び配当金が有価証券購入を取りやめたことにより減となるものの、県補助金内示額の増を見込み、260万6,000円増額し、11億1,087万8,000円にしようとするものです。

15ページ下段の表を御覧ください。

次に、支出の第1款水道事業費用ですが、77万6,000円増額し、補正後の予定額を48億919万4,000円にしようとするものです。その内訳ですが、第1項営業費用は、給与改定による人件費の増加、給水量の増による受水費の増加などがあるものの、減価償却費で配水管布設替工事などの年度繰越しによる償却資産の減少などにより、1,510万3,000円減額し、46億698万6,000円にしようとするものです。

17ページを御覧ください。

上段の第2項営業外費用は、借入利率の上昇、納付する消費税及び地方消費税が増加することにより、1,587万9,000円増額し、1億9,220万8,000円にしようとするものです。

17ページ、下段の表を御覧ください。

第4条資本的収入及び支出です。支出の第1款資本的支出は、9,294万8,000円減額し、補正後の予定額を23億4,844万4,000円にしようとするものです。内訳ですが、第1項建設改良費は給与改定による人件費の増加により、705万2,000円増額し、14億5,682万8,000円にしようとするものです。

第3項投資は、建設改良資金を確保するため、当初予算で予定していた県債購入を取りやめたことにより皆減とするものです。

ここで、2ページの第4条にお戻りください。

このことにより、資本的収入及び支出は、予算第4条本文括弧書きについて、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を13億3,801万4,000円に改め、補てん財源を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億2,042万1,000円、当年度分損益勘定留保資金7億1,846万7,000円及び建設改良積立金4億9,912万6,000円で補てんすることに改めるものです。

最後に、第5条議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

職員給与費は、給与改定及び人事異動により142万円増加し、4億7,970万3,000円とするものです。

以上、令和6年度水道事業会計補正予算（第3号）の説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

次に質疑に入ります。

最初に、議案第1号についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

5番ますだよしお君。

○5番（ますだよしお君） 1点だけお伺いいたします。

広域の一般会計の予算、いつも、当初予算があります、途中で増額しますね。それで年度末では間違いなく減額しているんですね。その辺の予算見立て方というのか、今回5,000万ぐらいですか。だから前に比べると小さくなってはいるんですが、ちょっと民間では、やはり考えられないことだと私は思っているんですけども、その辺をどのように精査しているのか教えていただきたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

事務局長、渡辺裕次郎君。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 御答弁させていただきます。

当初予算につきましては、各所属より必要なものを要求していただきまして、それを私どもの部長級の査定を行って、管理者の査定を行って、ということとさせていただいております。最終的に減が多くなるということもございますので、精査を今後もよくしまして進めていきたい。ただ、負担金を私どもは各構成市町村より頂いておりますので、その還付のために全て減にするという形で精算すると、そういうことになっておりますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 5番ますだよしお君。

○5番（ますだよしお君） 実はですね、今から10年ぐらい前ですかね。どなたとは申しませんが、某管理者の方から、数字というのは希望的観測だという話があったんですね。それでは、住民に私はそういう説明はできないと思うんですね。やはりその辺をちゃんと精査した予算編成を、これは要望です、していただきたいと思います。

とにかく、住民に説明ができるような予算編成をしないと、なんですかその組合はと、それは要るか要らないかというような話になると思いますので、それをどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ討論を終結します。

次に、議案第2号について質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ討論を終結します。

次に、議案第3号について質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第1号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3号）」について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅澤哲夫君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号の採決をしますが、この採決には組合規約第8条の2が適用されます。

採決します。

「議案第2号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費補正予算（第2号）」について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅澤哲夫君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

最後に、「議案第3号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3号）」について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（梅澤哲夫君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6「議案第4号令和7年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算」、日程第7「議案第5号令和7年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算」、日程第8「議案第6号令和7年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算」、日程第9「議案第7号令和7年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算」を一括議題としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認め、この4件を一括議題といたします。

初めに、議案第4号について提案理由の説明を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 「議案第4号令和7年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算」につきまして御説明申し上げます。

本案の議決事項につきましては、予算書の3ページから6ページの第4表、負担金負担割まででございます。

予算書の3ページをお開きください。

第1条、予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ119億6,357万2,000円に定めようとするものでございます。

それではまず、歳出を人件費から御説明いたします。予算書の32ページをお開きください。給与費明細書、特別職の前年度比較の表でございます。

左側、区分の下段、比較、その他の特別職の職員数では、介護認定審査会委員及び障害支援区分認定審査会委員で3名ずつの増を見込みましたが、消防団員が実態により77人の減を見込んだことにより、348万円余の減となったものでございます。

33ページを御覧ください。

続きまして、一般職の総括、前年度比較でございます。

上段の表を御覧ください。左から3列目、報酬でございますが、短時間勤務の会計年度任

用職員に対するもので、2人増を見込んだことや、給与改定により116万円余の増。次に、給料でございますが、常勤職員は2人減となったものの、再任用職員が2人の増、また、給与改定により4,968万円の増。次に、職員手当でございますが、4,071万円余の増を見込みました。その内訳でございますが、35ページをお開きください。1番左の区分、中段から下の職員手当、左から3列目、制度改正に伴う増減でございますが、4列目の内訳、扶養手当で175万円余の増、地域手当で990万円余の減、管理職手当で422万円余の増、期末勤勉手当で2,198万円余の増、児童手当で980万円余の増、続いて、その下、その他の増減分は、給与改定や人事異動により1,284万円余の増となりました。

33ページにお戻りください。

上段の表、左から7列目の共済費でございますが、給与改定などにより1,569万円余の増。

職員人件費合計では、1億726万円余の増となったものでございます。また、右側の備考欄に職員構成の内訳を記載してございます。その他の予算の概要につきましては、別冊の資料として配付しております予算案の概要により御説明申し上げます。予算案の概要をお願いいたします。

別冊、予算案の概要、3ページをお開きください。

歳出（目的別）の表で、主な増減について御説明いたします。

まず、1款議会費でございますが、議員報酬のほか議会運営に関する各種経費で、予算額は215万円余を計上し、前年度比では4万円余の増となりました。

増額となった要因は、行政視察研修のバス借上料が人件費などの上昇により増額となったことによるものでございます。

次に、2款総務費でございますが、職員16人分の人件費のほか、総務管理に関する各種経費で、予算額は2億211万円余を計上し、前年度比では1,082万円余の増となりました。

増額となった要因は、常勤勤務の会計年度任用職員が1人増、また、給与改定による職員人件費で894万円余、また、計画的に実施している組合管理棟の空調設備更新及び屋上防水工事で、工事請負費が316万円余の増となったことによるものでございます。

次に、3款民生費でございますが、介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会の委員報酬、また、職員2名分の人件費のほか各審査会開催に関する各種経費で、予算額は4,200万円余を計上し、前年度比では660万円余の減となりました。

減額となった要因は、人事異動に伴う常勤職員1人の減により、職員人件費が減となったことによるものでございます。

次に、4款1項保健衛生費でございますが、職員6人分の人件費のほか、夜間待機施設業務委託や休日在宅当番医制業務委託など地域医療に関する各種経費、また、夜間急病診療所の医師及び看護師などの報酬のほか、夜間急病診療所の運営及び維持管理に関する各種経費で、予算額は3億261万円余を計上し、前年度比は29万円余の増となりました。

増額となった要因は、給与改定などにより、職員人件費が増となったことによるものでございます。

次に、4款2項清掃費でございますが、職員22人分の人件費のほか、一般廃棄物の各処理施設や関連施設の運営及び維持管理に対する各種経費、また、新最終処分場建設に関する事業費で、予算額は74億8,293万円余を計上し、前年度比では41億3,412万円余の増となりました。

増額となった要因は、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設運転管理業務委託が5年間の長期継続契約の契約更改の年度であり、人件費の上昇などに伴い、委託料で6,042万円余の増を見込んだこと、新最終処分場建設事業に伴う地元同意事業負担金で負担金補助及び交付金が1,660万円の増、また、新最終処分場建設事業の進捗に伴い、工事請負費で40億5,730万円余の増となったことによるものでございます。

次に、5款消防費でございますが、常備消防に係る職員253人、また、消防団員1,210人分の人件費のほか、常備消防及び非常備消防の施設整備及び運営に関する各種経費で、予算額は33億4,372万円を計上し、前年度比では3億7,907万円余の増となりました。

増額となった要因は、再任用職員3人の増、また、給与改定などによる職員人件費で9,996万円余の増、無人航空機、いわゆるドローンの新規整備、また、消防職員から操縦士を2人育成するための受講費と合わせて620万円余の増、消防庁舎建設事業の進捗により、西消防署の建設工事、南消防署の造成工事を計上したことにより、工事請負費が2億4,116万円余の増、ちば消防共同指令センター指令システム全体更新事業及び消防救急無線再整備事業の負担金による、負担金補助及び交付金で1億973万円余の増となったことによるものでございます。

なお、4目非常備消防施設費につきましては、構成市町村からの要望事業をそれぞれの特別負担金で行うもので、15ページに市町村ごとの要望の事業、事業費財源内訳の一覧を添付してございますので、後ほど御確認ください。

次に、6款教育費でございますが、職員3人分の人件費のほか、視聴覚機器、また、学校教育及び社会教育用視聴覚教材の整備や管理などを行う視聴覚教材センター運営に関する各

種経費で、予算額は2,098万円余を計上し、前年度比では129万円余の増となりました。

増額となった要因は、給与改定に伴う職員人件費の増によるものでございます。

次に、7款公債費でございますが、予算額は5億4,703万円余を計上し、前年度比では2,998万円余の減となりました。

減額となった要因は、常備消防施設整備事業債で、平成24年度に借入れた、ちば消防共同指令センター及び消防救急無線整備事業、令和元年度に借入れた高規格救急自動車及び水槽付ポンプ自動車購入、また、ちば消防共同指令センター部分更新事業の元金償還終了により2,027万円余の減。また、非常備消防施設整備事業債で、令和元年度に借入れた消防機庫新築事業及び消防ポンプ自動車2台購入などの元金償還終了により、433万円余の減となったことによるものでございます。

最後に、8款予備費でございますが、前年度同額の予算額2,000万円を計上いたしました。以上が歳出の概要でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

まず、2款使用料及び手数料から御説明いたします。

予算額は7億8,809万円を計上し、前年度比では1万円余の増となりました。

増額となった要因は、一般廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可申請の年度であること、また、ごみ処理量の実績により、衛生手数料で76万円余の増を見込んだことによるものでございます。

次に、3款国庫支出金でございますが、予算額は12億7,082万円余を計上し、前年度比では8億5,476万円余の増となりました。

増額となった要因は、新最終処分場建設事業の進捗による交付対象事業費の増に伴い、循環型社会形成推進交付金の増を見込んだことによるものでございます。

次に、4款県支出金でございますが、予算額は2,676万円余を計上し、前年度比では320万円余の増となりました。

増額となった要因は、常備消防施設費で、補助対象車両の違いによる消防防災施設強化事業補助金の増を見込んだことによるものでございます。

次に、5款財産収入でございますが、予算額は1,523万円余を計上し、前年度比では73万円余の増となりました。

増額となった要因は、常備消防廃車車両の車種や売却価格実績から物品売払収入の増を見

込んだことによるものでございます。

次に、6款繰入金でございますが、新最終処分場建設事業の特定財源として、一般廃棄物処理施設建設基金から5億680万円余を繰入れようとするものでございます。

次に、7款繰越金でございますが、前年度同額の予算額2,000万円を計上いたしました。

次に、8款諸収入でございますが、予算額は1億2,291万円余を計上し、前年度比では1,715万円余の増となりました。

増額となった要因は、実績に基づき、ごみ資源化物の売却単価及びごみ焼却施設で発電している売却電気料金の増を見込んだことによるものでございます。

次に、9款組合債でございますが、予算額は39億6,820万円を計上し、前年度比では28億5,270万円の増となりました。

増額となった要因は、新最終処分場建設事業の進捗による事業費の増に伴い、最終処分場建設事業債で26億5,500万円、また、消防庁舎建設事業、ちば消防共同指令センター指令システム全体更新事業及び消防救急無線再整備事業の進捗による事業費の増に伴い、常備消防施設整備事業債で1億9,710万円の増を見込んだことによるものでございます。

最後に、1款分担金及び負担金の市町村負担金でございますが、予算額は52億4,473万円余を計上し、前年度比では2億5,369万円余の増となりました。

増額となった要因は、給与改定に伴う職員人件費の増、ごみ処理施設運転管理業務委託の契約更改などによる委託料の増、新最終処分場建設事業及び消防庁舎建設事業費の増によるものでございます。

以上が歳入の概要でございます。

続きまして、もう一度予算書の方にお戻りいただき、予算書の5ページをお開きください。予算書の5ページをお願いいたします。

上段の第2表、債務負担行為について御説明申し上げます。

1件目は、行政財産である旧最終処分場かつスポーツ運動広場でもある土地の中に所在する国有地、いわゆる赤道393平方メートル余を関東財務局千葉財務事務所から借上げておりますが、令和7年度が3年契約の更改の年度となるため、期間を令和7年度から令和9年度まで、令和8年度から9年度の2か年度分として、限度額を20万円に設定しようとするものでございます。

2件目は、最終処分場の浸出水処理施設運転管理業務委託で、新最終処分場の供用開始に併せ、現有の佐貫最終処分場及びエコパーク長生と3か所の最終処分場を一体で5か年の運

転管理業務委託を行うため、業者選定期間や教育期間を確保する必要があることから、期間を令和7年度から令和13年度まで、限度額を3億4,122万円に設定しようとするものでございます。

3件目は、最終処分場において発生汚泥を運搬するための天蓋付の3トンダンプ自動車を購入整備するため、製造に1年以上の期間を要することから、期間を令和7年度から令和8年度、限度額を1,050万円に設定しようとするものでございます。

最終処分場では、浸出水の処理過程で発生した汚泥を埋立中の施設へ埋め戻し、又は、ごみ処理場で焼却処分するために、発生汚泥の運搬車両が必要であり、新最終処分場のほか、佐貫最終処分場、エコパーク長生の発生汚泥を運搬するため、新最終処分場の供用開始に併せ、新たに購入整備しようとするものでございます。

4件目は、新最終処分場建設事業に係る九十九里水道送水管移設補償で、新最終処分場の搬入路となる長柄町道の改良工事に伴い、既設送水管に移設の必要が生じたことから、公共補償基準要綱に基づく補償金に対応するため必要な予算措置を講ずるもので、期間を令和7年度から令和8年度まで、限度額を1億5,300万円に設定しようとするものでございます。

5件目は、西消防署の消防庁舎建設事業で、令和7年度から令和8年度の2か年で建設工事を行うため工事監理委託及び建設工事費として、期間を令和7年度から令和8年度まで、令和8年度の出来高として、限度額を6億2,753万4,000円に設定しようとするものでございます。

続きまして、下段の第3表、地方債について御説明申し上げます。

本表は、歳入の9款組合債で御説明いたしました最終処分場施設整備事業債、常備消防施設整備事業債、非常備消防施設整備事業債について、表のとおり限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めようとするものでございます。

6ページをお開きください。6ページをお願いいたします。

第4表、負担金負担割でございますが、各費目の市町村負担割合を本表のとおり定めようとするものでございます。

負担割合につきましては、前年度と変更ございません。

以上、議案第4号について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 「議案第5号令和7年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算」について御説明申し上げます。

本案の議決項目につきましては、予算書の63ページから64ページの第2表、負担金負担割まででございます。

予算書の63ページをお願いいたします。第1条予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ1億5,272万4,000円に定めようとするものでございます。

本特別会計は、職員8人分の人件費のほか、火葬業務及び聖苑の管理運営に関する各種経費でございます。

それでは、まず、歳出を人件費から御説明いたします。

予算書の71ページをお願いいたします。一般職の総括、前年度比較でございます。

上段の表を御覧ください。左から3列目、報酬でございますが、短時間勤務の会計年度任用職員に対するもので、給与改定により41万円余の増。

次に、給料でございますが、給与改定などにより76万円の増、また、職員の総数に変更はございませんが、常勤職員が1人増、再任用職員が1人減と、構成に変更がございます。

次に、職員手当でございますが、176万円余の増を見込みました。その内訳でございますが、73ページをお開きください。73ページをお願いいたします。

一番左の区分、中段から下の職員手当、左から3列目、制度改正に伴う増減でございますが、4列目の内訳、扶養手当で2万円余の減、地域手当で19万円余の減、管理職手当で7万円余の増、期末勤勉手当で45万円余の増。

続いて、その下、その他の増減分は、給与改定や人事異動により145万円余の増となりました。

71ページにお戻りください。

71ページ上段の表、左から7列目の共済費でございますが、給与改定などにより59万円余の増、職員人件費合計では352万円余の増となったものでございます。

また、右側の備考欄に職員構成の内訳を記載してございます。

その他の予算の概要につきましては、別冊の資料として配付しております予算（案）の概要により説明させていただきます。

別冊の予算（案）の概要16ページをお願いいたします。

16ページ下段の表、歳出、目的別でございます。

1款事業費でございますが、予算額は1億5,172万円余を計上し、前年度比では2,939万円

余の減となりました。減額となった要因は、実績に基づき光熱水費など需用費で267万円の減、令和6年度に5年に一度実施している進入路トンネル点検委託を計上していたことによる委託料で147万円余の減、平成25年度から令和6年度まで12か年の計画で実施してきた空調機等改修工事が一巡し、次期改修計画の検討を行うこととしたため、工事請負費で2,734万円余の減、また、令和6年度に油圧リフトの更新購入費を計上していたことによる備品購入費で140万円余の皆減によるものでございます。

以上が歳出の概要でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

上段の表を御覧ください。

まず、2款使用料及び手数料から御説明申し上げます。

予算額は4,705万円余を計上し、前年度比では224万円余の減となりました。減額となった要因は、実績に基づき聖苑使用料及び霊柩車使用料の減を見込んだことによるものでございます。

次に、3款繰越金は、前年度同額の予算額100万円を計上いたしました。

次に、4款諸収入でございますが、予算額は10万円余を計上し、前年度比では1万円余の増となりました。増額となった要因は、実績に基づき自動販売機の電気料の増を見込んだことによるものでございます。

最後に、1款分担金及び負担金の市町負担金でございますが、予算額は1億455万円余を計上し、前年度比では2,717万円の減となりました。減額となった要因は、実績に基づく光熱水費など需用費の減、また、令和6年度で空調機器等改修工事の計画が一巡したことにより、工事請負費が減となったことによるものでございます。

以上が歳入の概要でございます。

申し訳ございません、予算書にお戻りいただき、64ページをお願いいたします。予算書の64ページでございます。

下段の第2表、負担金負担割につきまして、本表のとおり定めようとするものでございます。

なお、前年度から変更はございません。

以上、議案第5号について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

白井水道部長。

○水道部長（白井光夫君） 「議案第6号令和7年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算」につきましてご説明申し上げます。

予算（案）の概要書にて説明させていただきます。

別冊の概要書の19ページをお開きください。19ページをお願いします。

まず、上段の表にあります業務量の見込みについて御説明いたします。

1. 給水世帯数については、前年度に比べ173世帯、0.3%増の6万5,330世帯とし、2. 給水人口については、給水区域内の人口が減少傾向にあることから、前年度に比べ1,704人、1.2%減の13万5,714人と見込みました。

次に、3. 年間総給水量、前年度に比べ11万4,980立方メートル、0.6%増の1,915万7,230立方メートルとし、4. 一日平均給水量は5万2,486立方メートルを見込みました。

続きまして、1. 水道事業収益及び費用について説明いたします。

収入の部、1款水道事業収益ですが、前年度に比べ2,963万7,000円、0.6%増の50億6,581万7,000円とし、1項営業収益につきましては、前年度に比べ1,841万4,000円、0.5%増の39億4,632万2,000円としました。

内訳でございますが、1目給水収益は、令和6年度上半期の実績から家事用水量、工場用水量の増加を見込み、前年度に比べ1,814万8,000円、0.5%増の39億3,140万9,000円を計上しました。

3目その他営業収益は、給水装置検査手数料や消火栓の維持管理に係る収入などから、前年度に比べ26万6,000円、1.8%増の1,491万2,000円を計上いたしました。

続いて、2項営業外収益ですが、前年度に比べ1,122万3,000円、1%増の11億1,949万5,000円としました。

内訳でございますが、主なものとして、2目給水申込納付金は、新規申込件数の増加を見込み、前年度に比べ850万5,000円、5.2%増の1億7,218万8,000円を計上しました。

3目市町村負担金は、前年度と同額の4億290万円とし、4目県補助金は、限度額となる市町村負担金額から千葉県市町村水道総合対策事業補助要綱に基づく控除を見込み、前年度に比べ56万4,000円減の3億7,872万6,000円を計上しました。

5目長期前受金戻入は、補助金・負担金等により取得した資産に係る減価償却費見合い分を収益化したもので、前年度に比べ379万9,000円、2.4%増の1億6,382万1,000円としました。

20ページを御覧ください。

支出の部、1 款水道事業費用ですが、前年度に比べ3 億7,283万7,000円、7.8%増の51億7,516万7,000円とし、1 項営業費用は、前年度に比べ3 億9,982万8,000円、8.7%増の50億1,582万9,000円としました。

内訳でございますが、1 目原水及び浄水費は、井戸や浄水場などの維持管理費や受水費等が主なものであり、そのうちの受水費については、受水費基本料金算定方法の変更、基本水量軽減措置の廃止による増加を見込み、前年度に比べ3 億6,429万1,000円、13%増の31億6,418万5,000円を計上しました。

2 目配水及び給水費は、漏水修理工事などの施設維持管理費が主なものとなり、配水管漏水修理件数の増加から、前年度に比べ984万5,000円、2.1%増の4 億7,147万9,000円を計上しました。

4 目業務費は、水道料金に係る検針や集金業務に係る費用が主なもので、量水器交換業務件数、量水器修繕件数の増加により、前年度に比べ2,116万1,000円、8.3%増の2 億7,740万7,000円を計上しました。

5 目総係費は、総務財政部門に係る経費を計上しており、令和6 年度に計上していた施設整備計画策定業務委託の減少などにより、前年度に比べ2,161万5,000円、10.9%減の1 億7,743万2,000円を計上しました。

次に、6 目減価償却費についてですが、集中監視装置等の償却資産が増加したことにより、前年度に比べ2,740万8,000円、3.2%増の8 億9,696万9,000円としました。

次に、2 項営業外費用は、前年度に比べ2,699万1,000円、15.3%減の1 億4,933万8,000円としました。

内訳でございますが、1 目支払利息及び企業債取扱諸費は、前年度に比べ367万8,000円、2.6%減の1 億3,733万6,000円を計上しました。

2 目消費税及び地方消費税は、消費税の納税分として、前年度に比べ2,331万3,000円、67%減の1,148万円を計上しました。

3 項予備費は、台風や地震などの災害に迅速に対応するための経費として1,000万円を計上しています。

次に、下の表、予定損益計算書についてを御覧ください。

水道事業収益の予算額から水道事業費用の予算額を差し引き、消費税相当額と消費税納付額を除きました、右下にございます、令和7 年度は1 億8,385万2,000円の純損失を見込んで

おります。令和7年度予算において純損失を計上する理由は、原水及び浄水費で説明しました受水費の算定方法の変更などによる増加によるものであり、この純損失につきましては、令和6年度に生じる未処分利益剰余金で補てんするものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出について説明いたします。

21ページをお開きください。21ページをお願いします。

収入の部、1款資本的収入ですが、前年度に比べ1億2,325万1,000円、12.3%減の8億7,473万5,000円としました。

内訳でございますが、1項企業債は、配水管布設替え工事などに係る財源として、前年度に比べ590万円、0.8%減の7億3,570万円としました。

2項国庫補助金については、長柄町で実施している重要給水施設等配水管の更新事業に係る交付金として6,370万8,000円としました。

3項負担金は、河川改修事業等で支障となった配水管の移設に伴う負担金収入などが減少したことから、前年度に比べ1億8,105万9,000円、70.6%減の7,532万7,000円を計上したものです。

続きまして、支出の部、1款資本的支出ですが、前年度に比べ9,619万3,000円、4.3%減の21億6,410万1,000円とし、1項建設改良費は、前年度に比べ969万8,000円、0.8%増の12億7,837万6,000円としました。

内訳でございますが、1目消火栓工事費は、前年度に比べ160万6,000円、6.8%増の2,508万円とし、10基の消火栓設置に係る費用を計上しました。

2目建設事務費は、主に施設の更新や改良に伴う事務費や設計業務委託費を計上したものであり、業務委託件数の減少などにより、前年度に比べ1,203万9,000円、9.8%減の1億1,084万3,000円を計上しました。

3目原水施設費は、老朽化したポンプ設備や塩素滅菌設備などの更新費を計上したもので、更新設備数の減少により、前年度に比べ7,331万5,000円、71%減の2,995万円を計上しました。

4目配水施設費は、老朽化した配水管の布設替え工事や水道施設の高圧受電盤などの更新費用を計上し、前年度に比べ9,977万7,000円、10%増の10億9,639万2,000円を計上しました。

5目営業設備費は、深井戸用水中ポンプや事務機器などの購入に係る費用で、前年度に比べ633万1,000円、28.2%減の1,611万1,000円を計上しました。

2項企業債償還金は、前年度に比べ589万1,000円、0.7%減の8億8,572万5,000円としま

した。

投資は、建設改良事業の資金を確保するため、計上いたしませんでした。

この表の下欄外に記載している資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額12億8,936万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんするものです。

なお、22ページに令和7年度に実施予定の主な事業を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

以上で令和7年度水道事業会計予算の説明とさせていただきます。御審議の上、御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第7号について、提案理由の説明を求めます。

柴崎病院事務部長。

○公立長生病院事務部長（柴崎 勲君） 「議案第7号令和7年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算」について御説明申し上げます。

予算（案）の概要書により御説明させていただきます。

概要書の23ページをお開きください。上段の表を御覧ください。

初めに、業務量の見込みですが、1. 病床数につきましては、稼働病床数を令和6年度と同様の128床といたしました。

次に、2. 年間患者数でございますが、患者数の実績と今後の見込み等から、入院につきましては1日平均101人、外来につきましては1日平均340人といたしました。

続いて、1の病院事業収益及び費用について御説明いたします。

24ページ上段の表を御覧ください。

まず、病院事業費用から御説明いたします。

1款病院事業費用は、前年度比2億2,678万9,000円、6.3%増の38億2,337万円といたしました。主な内容といたしまして、1項医業費用、1目給与費は、医師確保や給与改定分の増により前年度比1億7,576万5,000円の増、2目材料費は、物価高騰の影響による薬剤費及び診療材料費の増により前年度比4,760万円の増、2項医業外費用、4目雑支出は、修学資金義務年限終了に伴う費用化の減により前年度比959万9,000円の減といたしました。

次に、23ページ下段の表を御覧ください。

病院事業収益について御説明いたします。

1款病院事業収益は、前年度比2億2,952万7,000円、6.4%の増で38億3,821万8,000円と

いたしました。主な内容といたしまして、1項医業収益、1目入院収益は、見込み入院患者数の増により前年度比2億3,294万3,000円の増、2目外来収益は、見込み外来患者数の減により前年度比1,803万8,000円の減、2項医業外収益、2目市町村負担金は、医師確保や退職手当負担金などに要する経費等の増により、前年度比3,295万1,000円の増といたしました。

この結果、24ページ下段の表でございます令和7年度の当期純損益につきましては1,484万8,000円の利益を見込んでおります。

次に、25ページを御覧ください。

資本的収入及び支出を御説明いたします。

下段の表、資本的支出は、前年度比7,360万9,000円、15.6%の減で3億9,927万5,000円といたしました。主な内容といたしまして、1項建設改良費、1目資産購入費は、MR I更新分等の減により、前年度比7,400万円の減、2目改修工事費は、構内電話設備更新工事分の減等により、前年度比2,952万円の減、2項企業債償還金、1目企業債償還金は、MR I更新分等償還金の増により、前年度比2,631万1,000円の増といたしました。

次に、上段の表、資本的収入ですが、前年度比6,434万5,000円、17.8%の減で2億9,663万9,000円といたしました。主な内容といたしまして、1項企業債、1目企業債は、MR Iの更新分等の減により、前年度比8,150万円の減、2項市町村負担金、1目市町村負担金は、企業債元金償還金の増等により、前年度比1,715万5,000円の増といたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する1億263万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしようとするものでございます。

以上、議案第7号について御説明いたしました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で説明が終わりました。

次に、質疑に入りますが、ただいま議題となっております議案第4号から議案第7号の4件につきましては、議会運営委員会の意向を尊重し、質疑終了後、委員会に審査を付託する予定でありますので、詳細についてはその委員会で行うこととし、本議場では総括的な質疑といたします。

まず、議案第4号についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

5番ますだよしお君。

○5番（ますだよしお君） それでは、一般会計の第5款第1項消防費の3目常備消防施設費

について、ちょっとお尋ねしたいことがあります。

先日、現場の進捗状況をみる機会の終わりにですね、説明と質疑応答の中で、消防長の方から、同じ建物を西と南に建てるので設計費は使わない、まあ実施設計費はかかるんでしょうが。そういうお話があったと思いますが、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（梅澤哲夫君） 答弁を求めます。

消防長、秋葉和彦君。

○消防長（秋葉和彦君） リポート設計をさせていただき予定でございますので、減額した金額で行わせていただきたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

6番常泉健一君。

○6番（常泉健一君） 今、ますだ議員がおっしゃったことに関連があるかと思えますけれども、広域事業につきましては、非常にお金がかかる事業が山積しているんですね。例えば、今現在、長柄町の最終処分場、当初計画は45億であったものが、今、84億円、こういうことですね。

そして、今、消防の話が出ました。これにつきましても、前に検討したときには、やっぱり優先性、必要性、緊急性という言葉が非常に私は聞こえたと思うんです。何の事業を緊急性、優先性、必要性というようなことで考えるのかと、こういうことの中で、財政の執行について今の状況で、本当に山積する中で、長生郡市広域市町村圏組合がもつのかなという心配があるんですよ。

その辺は、財政当局のシミュレーションがどういうふうになっているのか。例えば、先ほど管理者が申し上げたとおり、長生病院につきましては、まさに緊急性、必要性というようなことが一番大きな文言だと思うんです。そういうことが、今調査を依頼しているから遅れるんだという話なんです、それはそれで受け入れます。いずれにしてもやらなきゃいけない。そうしますと、あれもこれもというようなことは、なかなか財政で、各町村長さんもおいでになりますけれども、本当に大丈夫かなと。

そういう中で、もう少し財政シミュレーションをこれから準備していかなきゃならないんじゃないかと、そんなふうに懸念しているところでもありますけれども、その辺の当局の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

事務局長、渡辺裕次郎君。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 議員がおっしゃるとおり、今後も大規模な建設事業も控えております。優先順位等の見直しも含めて、財政計画の見直し等も必要になってくるかと思われまますので、見直しの時期や負担金の考え方などを構成市町村と今後、早急に協議してまいりたいと思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 6番常泉健一君。

○6番（常泉健一君） 結構です。

○議長（梅澤哲夫君） 5番ますだよしお君。

○5番（ますだよしお君） 今の渡辺局長に再度質問させていただきますが、そうしますと、財政が許さないのであれば、計画の見直しもあるということなんでしょうか。それをはっきりしていただきたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 事務局長、渡辺裕次郎君。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 現在、長生病院につきましては、病床規模や建替えパターンの検証、医療需要等の分析などを専門業者に委託したところでございますので、その病院についても、早い時期に整備方針の判断というのがなされるかと思っておりますので、そういうことから考えまして、計画等を見直すことも考えられると、現在ちょっと私の方で言えるところは、こういうことでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 5番ますだよしお君。

○5番（ますだよしお君） これは要望です。

例えばですね、消防署の新築、新築というのかな、西署と南署の話も8署を6署にするという、正式な場所では、それしか出ていなかったです。それで、私も常泉議員も8署のまま、本署が動くまで行くんだよというのはつい最近知ったばかりで、もう少し行政報告のとき、細かい話を当局から議員の皆さんにさせていただくと情報を共有できると思いますので、その辺の所をお願いしたいと思います。これは要望です。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、総務委員会に付託し、休会中に審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(梅澤哲夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は総務委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第5号について質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(梅澤哲夫君) なければ質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、総務委員会に付託し、休会中に審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(梅澤哲夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は総務委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第6号について質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(梅澤哲夫君) 質疑がなければ質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、企業委員会に付託し、休会中に審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(梅澤哲夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は企業委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第7号について質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(梅澤哲夫君) なければ質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、企業委員会に付託し、休会中に審査することにしたと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(梅澤哲夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は企業委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時から、総務委員会の方は第1研修室へ、企業委員会の方は第2研修室へお集まりください。

本会議は午後1時15分から再開いたします。

午前11時58分休憩

午後1時10分再開

○議長(梅澤哲夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各委員会が開かれ、委員会に付託しました案件について、2月7日午後1時30分から当組合管理棟においてそれぞれ委員会を開催し、審議を行う旨、両委員長から通知がありましたので、報告いたします。

次に、日程第10「議案第8号長生郡市広域市町村圏組合水道審議会に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白井水道部長。

○水道部長(白井光夫君) 「議案第8号長生郡市広域市町村圏組合水道審議会に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、水道事業の経営に関する事、水道事業の将来計画に関する事などを調査及び審議などを行うため、地方自治法第292条において準用する同法第138条の4第3項の規定に基づき、長生郡市広域市町村圏組合水道審議会を設置するために必要な条例を制定するものでございます。

以上、議案第8号について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御可決ください

ますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第8号長生郡市広域市町村圏組合水道審議会に関する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（梅澤哲夫君） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11「議案第9号消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秋葉消防長。

○消防長（秋葉和彦君） 「議案第9号消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、消防組織法の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたため、所要の改正をするものでございます。

改正の内容でございますが、職員定数条例、消防本部及び消防署の設置等に関する条例及び長生郡市広域市町村圏組合消防団の設置等に関する条例の一部を改正するものでございます。

なお、添付してございます新旧対照表を後ほど御覧いただきたいと存じます。

以上、議案第9号につきまして御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第9号消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（梅澤哲夫君） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12「議案第10号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 「議案第10号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、特定任期付職員の給料表につきまして、千葉県人事委員会勧告の内容に鑑み、これに準じた改正をするとともに、特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給できるようにするものでございます。

当組合職員の給与に関しましては、茂原市に準じた給与体系を採っており、令和6年茂原市議会12月定例会において所要の改正がなされたことから、同様に改正をしようとするものでございます。

主な改正内容は3点でございます。

1点目は、特定任期付職員の給料額を令和6年4月1日に遡求して、1号給は1万2,000円、2号給は1万3,000円、3号給は1万5,000円、4号給は1万6,000円、5号給は1万9,000円を引上げるものでございます。

2点目は、令和6年12月支給分の期末手当の支給割合を0.05月分引上げ、1.7か月を1.75か月にするものであります。

3点目は、令和7年度から特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当の支給をするものでございます。これに伴い、期末手当の年間支給割合を3.4か月分から1.9か月分に引下げ、勤勉手当の年間支給割合1.75か月分を支給し、期末勤勉手当の年間支給割合を3.65か月分に引上げいたします。

以上、議案第10号について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（梅澤哲夫君） なければ質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（梅澤哲夫君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第10号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（梅澤哲夫君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13「議案第11号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 「議案第11号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、一般職職員の給与等について、千葉県人事委員会勧告に基づく千葉県職員の給与改定実施状況に鑑み、これに準じた改正をしようとするものでございます。

当組合職員の給与に関しましては、茂原市に準じた給与体系を採っており、令和6年茂原市議会12月定例会において所要の改正がなされたことから、同様に改正をしようとするものでございます。

主な改正内容は6点でございます。

1点目は、一般職職員の給料月額を令和6年4月に遡求して平均2.76%引上げを行い、さらに、令和7年4月から給料表を改定し、職務の級3級以上に対し給料月額の最低水準を引上げるものでございます。

2点目は、一般職職員の期末勤勉手当支給割合をそれぞれ0.05か月、合計0.1か月分引上げ、年間4.5か月から4.6か月にしようとするものでございます。具体的には、令和6年12月支給分について、期末手当は現行1.225か月から1.275か月に、勤勉手当は現行1.025か月の

ら1.075か月に、令和7年度以降は、6月と12月それぞれ期末手当は現行1.225か月から1.25か月に、勤勉手当は現行1.025か月から1.05か月にするものでございます。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員については、年間で期末勤勉手当をそれぞれ0.025か月、合計0.05か月分引上げるものでございます。

3点目は、扶養手当につきまして、2年間で段階的に実施し、配偶者の扶養手当を廃止するとともに、子に係る扶養手当を1万3,000円に引上げるものでございます。具体的には、令和7年度は配偶者手当を7級以下の職員のみ対象とし、支給金額を3,000円に引下げ、子に係る扶養手当は1万円から1万1,500円に引上げをいたします。令和8年度に配偶者手当を廃止し、子に係る扶養手当を1万3,000円に引き上げるものでございます。

4点目は、令和7年度から管理職員特別勤務手当につきまして、平日深夜の対象時間を拡大しようとするものでございます。具体的には、現在、平日午前0時から午前5時までの対象時間を午後10時から午前5時までに拡大するものでございます。

5点目は、令和7年度から定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当を新たに支給するものでございます。

6点目は、千葉県消防広域応援隊及び緊急消防援助隊として出動した消防職員について、令和7年度から特殊勤務手当を新たに支給するものでございます。具体的には、千葉県広域消防相互応援協定に基づき出動し、異常な自然現象もしくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において従事した場合は日額840円、消防組織法に規定する緊急消防援助隊として出動し、大規模な災害として人事院が定める災害に係る作業に従事した場合は日額1,080円、同じく緊急消防援助隊として出動し、人事院が著しく危険であると認める区域において従事した場合は日額2,160円を支給するものでございます。

以上、議案第11号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(梅澤哲夫君) なければ質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(梅澤哲夫君) なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第11号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(梅澤哲夫君) 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14「議案第12号長生郡市広域市町村圏組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長(渡辺裕次郎君) 「議案第12号長生郡市広域市町村圏組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、会計年度任用職員の月例給について、一般職職員の1級1号給から37号給までの給料額の改定に準じ、令和6年4月に遡求して引上げを行うものでございます。

以上、議案第12号について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(梅澤哲夫君) 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(梅澤哲夫君) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(梅澤哲夫君) なければ質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(梅澤哲夫君) なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第12号長生郡市広域市町村圏組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(梅澤哲夫君) 起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15「議案第13号長生郡市広域市町村圏組合水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白井水道部長。

○水道部長(白井光夫君) 「議案第13号長生郡市広域市町村圏組合水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、水道部企業職員の給与について、千葉県人事委員会勧告に基づく千葉県職員の給与改定実施状況に鑑み、これに準じた改正を行うものでございます。

改正の内容は、水道部企業職員の扶養手当について、令和8年度に配偶者に係る扶養手当を廃止しようとするものでございます。

以上、議案第13号についての説明といたします。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(梅澤哲夫君) 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(梅澤哲夫君) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(梅澤哲夫君) なければ質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(梅澤哲夫君) なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第13号長生郡市広域市町村圏組合水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(梅澤哲夫君) 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16「議案第14号長生郡市広域市町村圏組合水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白井水道部長。

○水道部長(白井光夫君) 「議案第14号長生郡市広域市町村圏組合水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について」御説明申し上げます。

本案は、生活衛生等関係行政の機能強化を目的とした水道法施行令等の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

主な改正の概要は、水道整備・管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることから、学歴及び学科要件における土木工学科以外の課程の追加や、実務経験年数の短縮等を行うものでございます。

以上、議案第14号についての説明といたします。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第14号長生郡市広域市町村圏組合水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅澤哲夫君） 起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17「議案第15号長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

柴崎病院事務部長。

- 公立長生病院事務部長（柴崎 勲君） 「議案第15号長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」御説明申し上げます。

本案は、病院事業管理者の期末手当について、千葉県人事委員会勧告に基づく千葉県職員の給与改定実施状況に鑑み、これに準じた改正をしようとするものでございます。

内容は、令和6年度については12月分の期末手当を0.1月分引上げ、令和7年度については6月、12月期末手当をそれぞれ0.05月分引上げ、年間4.5か月分から年間4.6か月分にしようとするものでございます。

以上、議案第15号について御説明いたしました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（梅澤哲夫君） 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（梅澤哲夫君） なければ質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（梅澤哲夫君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第15号長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（梅澤哲夫君） 起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18「議案第16号長生郡市広域市町村圏組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

柴崎病院事務部長。

○公立長生病院事務部長（柴崎 勲君） 「議案第16号長生郡市広域市町村圏組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、病院事業企業職員等の給与について、千葉県人事委員会勧告に基づく千葉県職員の給与改定実施状況に鑑み、これに準じた改正をしようとするものでございます。

主な改正内容は3点でございます。

1点目は、令和7年度から特定任期付職員の特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当の支給をするものでございます。

2点目は、令和7年度から病院事業企業職員の管理職員特別勤務手当につきまして、平日深夜の対象時間を拡大しようとするもので、具体的には、現在、平日午前0時から午前5時までの対象時間を午後10時から午前5時までに拡大するものでございます。

3点目は、病院事業企業職員の扶養手当について、令和8年度に配偶者に係る扶養手当を廃止しようとするものでございます。

以上、議案第16号について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第16号長生郡市広域市町村圏組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅澤哲夫君） 起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19「議案第17号工事請負契約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 「議案第17号工事請負契約の変更について」御説明申し上げます。

本案は、令和5年9月28日開催の令和5年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会臨時会において御可決をいただきました新最終処分場土木建築工事について、契約内容の変更に伴い、原契約額に2億8,950万9,000円を増額し、変更後の契約金額を42億7,768万円とし、請負者日本国土・片岡工業特定建設工事共同企業体と令和7年1月28日付で仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この変更契約の予算につきましては、昨年11月の議会定例会において御可決いただいたものでございます。

変更契約の概要につきましては、お手元の参考資料を御覧いただきたいと思います。議案の3枚目になります参考資料でございます。

主な変更内容といたしましては、地盤改良工事において、当初設計より軟弱地盤が広範囲であったことが判明し、地盤改良工事範囲の数量が増えたこと及び搬入路の線形、施設配置などの見直しによる工事の設計を変更したことに伴う工事請負額の増額に併せ、設計変更

よる受注者の責めに帰することができない事由により、当初の工期である令和8年3月19日までの工事完了が困難であるため、256日間の延長により、令和8年11月30日に設定し、本契約を締結しようとするものでございます。

以上、議案第17号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番ますだよしお君。

○5番（ますだよしお君） 1点だけ。

11月にたしか補正を組んだと思うんですが、そのときにこの再契約の話は何で出さなかったんでしょうか。もうそのときは設計はできていたわけですよ、金額が同じということは、この工事は予算の設定の時に、そのとおりにやることになりますというのは分かっていたと思うんですが、そのときに契約変更を出さなかった理由がもしあれば教えてください。

○議長（梅澤哲夫君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 今、11月の時点で契約変更をしなかったということでございますが、まず最初に、11月の時点で予算額を、概算額なんですけれども、予算を決定していただきまして、その後、また精査がございまして、金額が若干なんですけれども下がりがまして、そういうこともございまして、その協議が必要であったことから、今議会に変更契約の議案を出させていただいたというものでございます。

以上でございます。

○5番（ますだよしお君） ありがとうございます。

○議長（梅澤哲夫君） ほかに質疑ございませんか。

6 番常泉健一君。

○6 番（常泉健一君） それでは、質問させていただきます。

資料によりますと、過去に搬入路の線形、施設配置の見直しによる変更というようなこと書いてありますけれども、これは、読むと、当初設計からこういうことが分からなかったのかどうか。これ設計変更がなされているから、また予算の補正をするというようなことだと思うんですが、この間、現場を見せてもらった中でも、軟弱地盤に対する補正だという話があって、実際にコンサルの方々はプロですから、なぜそれが分からなかったのか、この辺が私はちょっと疑問でならないんですが、これは当局に聞いても、これはどうにもならないかと思えます。思いますが、この辺がどうもちょっと疑問に残るんですね。コンサルさんのプロをお願いしたにもかかわらず、こういうふうに補正が出てくるということ、この辺、答えられればお願いします。

○議長（梅澤哲夫君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 今回、変更契約ということで、道路線形等の変更ということで、そういう事案もあるということですが、コンサルとやり取りをした中で、当初にそこがコンサルの方で分からなかったというか、その当初設計ではちょっとそこまで見込めなかったというのが本当のところだと思います。

本当にご迷惑をかけて申し訳ございませんけれども、今回、変更契約をよろしくお願いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 15番柴田孝君。

○15番（柴田 孝君） 1点、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

やっぱり地盤改良を、今、常泉議員の方から話があったとおりで、コンサルの技術能力というか、ちょっと疑うところが私はあるかなというふうに言わせていただきます。

この中で、最後、取付道路の造成地のブロックをカットして自然のりにするという変更の中で、再度、湧水によってこれが崩落しているという所があるんですけど、この辺は、私からすれば当たり前のことだと思うんですよ。地盤改良と躯体の重量からして、そこを遮断されて湧水は分離される系統がね。湧水経路、導水経路が変わるのは当然の話だと思うんです。あそこが崩れるというのも当然の話だと思います。これ、一回ブロックを減額しているんですね、法面の。で、自然のりにしている。これ自体はもう湧水、地下水が高い中でね、湧水量もかなりあると思うんです。で、沈砂池の、えーと、詰所というか事業所のところに地底路がありまして、あそこはかなりの量が出ているんですよ。で、反対側、左側の取付道路の

山の方、これが崩れているんでいるんですよ。これ、当然ね、地盤改良だとか躯体の重量があって、圧密かかって分断されるのは当たり前の話で。これ何で、ブロックを減額というか、減額しているんでしょう。それはね、私からすると全然技術力が無いというか、陰怪というか、不可思議でしょうがないんですよ。何でこういうふうに。取りあえず今、補正なんで良いんですけども、ブロックは何で、そのり止めのブロックを削除して、また元に戻さなくちゃいけない。だから、地下水の低下をまず考えてもらって、その自然のりに進めるように、工事費をなるべく低減できるような方策を取っていただきたいと思うんですけども、答弁できれば。なければ要望でいいですけども、今後の十分な検討をお願いしたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 今、議員のおっしゃられたとおり、コンサルと現在、その案件について、今後協議をしております。当然のことながら、税金で行う事業でございます。できるだけ安価になるような形で協議させていただいた中で、また御報告するような形を取らせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 15番柴田孝君。

○15番（柴田 孝君） 是非、工事の軽減と、ということは工事費のね。それと工法的なものいろいろあると思うんで、十分検討していただきたいと思っております。

これによって今後、また災害というか、法面の崩落だとか、いろいろ長年ね。また、大雨降ったりだとか、取付道路の勾配かなりきついし、県道の裏方にしたって、これもかなり高低差があって、災害とかも起きている。だからこの辺も十分県道の排水処理だとかということも含めてやっていただいて、災害が起きないような。もう想定外というのは考えられないことですね。昔は想定外だ、想定外だと。そうじゃなくて、できるところ全てに検討して、処理をしていってもらいたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 要望でよろしいですか。

○15番（柴田 孝君） 要望です。もしあれば。

○議長（梅澤哲夫君） ございますか。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） おっしゃられたとおりに行ってまいりたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第17号工事請負契約の変更について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅澤哲夫君） 起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20「議案第18号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者市原淳君。

○管理者（市原 淳君） 「議案第18号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」御説明申し上げます。

本案は、当組合の教育委員会委員でございます木島晃一氏が令和7年3月31日をもって任期満了を迎えることから、その後任に、一宮町教育長の竹之内達生氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

竹之内氏は、令和4年4月から一宮町教育委員会教育長に就任され、当組合の教育委員会委員に適任と考えるものでございます。

以上、提案理由を御説明申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本案は質疑及び討論を省略し、ただちに採決したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認め、これより採決に入ります。

「議案第18号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を原案どおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅澤哲夫君） 起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり同意されました。

次に、日程第21「公立長生病院の経営に関する調査研究特別委員会中間報告の件」を議題といたします。

公立長生病院の経営に関する調査研究特別委員会委員長から報告を求めます。

常泉特別委員会委員長。

○公立長生病院の経営に関する調査研究特別委員会委員長（常泉健一君） 公立長生病院の経営に関する調査研究特別委員会の中間報告を申し上げます。

当委員会は、去る令和6年11月19日午後1時30分より、関係職員の出席を求め開催をいたしましたので、その内容について報告をいたします。

初めに、長生病院からB棟改築工事基本実施設計見直しに係る調査業務委託の内容についての説明がありました。「B棟改築について、設計見直しの方向性やベッド数の在り方について検討をしているが、千葉県との意見交換の際に、総務省に提出済みの公立病院経営強化プランでは休床中の52床を返還することとなっており、変更するには当医療圏の地域医療構想調整会議にかけ直す必要があること、また、そのためには、将来的な患者需要等の客観的なデータに基づいた説明が必要との御意見もいただいたことから、データの分析等を専門業者に委託するため、11月議会において委託料1,276万円の予算補正を行う。業者選定はプロポーザル方式で、B棟建替えに伴う病床規模の検討、病床規模に応じた建替えパターンの検証、診療報酬のレセプトデータを解析するなど、当地域における将来の医療需要等の分析調査を行い、メリット・デメリットを分けた調査報告書を作成してもらう。

なお、令和7年6月頃にはアクションプラン評価委員会の最終評価が出る予定であり、当

該調査業務委託の結果と併せて、なるべく早い時期に今後の整備方針等を判断していきたいと考えているため、当初予定していた令和7年度からの工事着手はできないこととなる。」

以上の説明に対し、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず初めに、「病床の返還について、また、今後の経営形態について、事務担当としてはどのように考えているのか。」との質疑に対し、「病床数については検討中である。現在、外科医、泌尿器科医も増え、麻酔科医も確保できており、52床を返還せず維持するなら、何床でどのような運営をしていくかなどの方針を決めるため、必要となる資料作成の業務委託をする。なお、維持する場合は、再度、当医療圏の地域医療構想調整会議に諮り同意を得る必要がある。また、今後の経営形態についての方向性は、今回の調査結果やアクションプランの評価結果等を勘案し、管理者、副管理者の意向を踏まえながら管理者会議で素案を考えていく。」との答弁がありました。

また、「52床を維持し再開した場合、すぐに180床の運営ができるのか。」との質疑に対し、「調査結果を踏まえた後の判断で180床となった場合は、すぐに看護師等が充足されるわけではないので、確保状況に応じ、段階的に運用していくことになると考えている。」との答弁がありました。

また、「周産期の問題だが、病床数を維持した場合にはその中で産婦人科を入れるのか。」との質疑に対し、「現在、長生郡市の産婦人科は2か所であり、2か所での出産件数の採算ベースは年間600件前後と聞いている。現在の長生郡市の出生数は急速に減少し600件台となっており、数字的には充足しているという状況。しかし、医師の高齢化もあり、数年後に産科医が不足することは考えられるが、現時点で産科を入れるかどうかは、まだ議論にはなっていない。」との答弁がありました。

その他に3点の報告がありました。

駐車場と出入口の道路を造成する件について、「前回の特別委員会時に提案された西側の本納スポーツ広場方面の案では、74名の共有地が隣接しており、取得等が非常に困難であるため若干迂回するルートになる。また、当初案の隣接する会社側からのルートと比較すると今回提案されたルートの方が発生土の量が多く、20億円以上となるため、現実的には難しいと考えている。」との報告がありました。

次に、令和5年のアクションプランの結果報告があり、「業務実績としては、新型コロナウイルスの感染症の影響が続き、年度後半から本格的な経営改善が実施できた状況であったが、個別の進捗は項目により多少差があるものの総体的に向上していることから、全体評価

としてほぼ順調と評価された。」との報告がありました。

次に、救急基幹センターの取下げについて報告があり、「長生病院が231床の頃に医療圏に3次救急、救命救急センターがないため、県からの打診もあり、救急基幹センターの登録をした。救急基幹センターは救命救急センターに準ずる位置付けとして、365日、24時間の診療体制の確保、心筋梗塞、脳卒中等に対応した機能などを有し、県から補助金が出ている。しかし、現在はその体制が取れず、県の医療整備課からも方向性を検討するよう意見があったため、管理者会議の了承を受け、千葉県に辞退の手続きを行っている。」との報告がありました。

以上が第12回特別委員会で審議のあった内容の主なものであります。

令和7年2月4日、長生郡市広域市町村圏組合公立長生病院の経営に関する調査研究特別委員会委員長、常泉健一。

○議長（梅澤哲夫君） 御苦労さまでした。

公立長生病院の経営に関する調査研究特別委員会の中間報告が終わりました。

日程第22「休会の件」を議題とします。

明日5日から24日までは、各委員会委員による予算審査並びに報告書作成のため休会したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、25日午後4時から開会いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時10分散会

令和7年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会会議録

令和7年2月25日

出席議員（18名）

1番	金坂道人君	2番	岡沢与志隆君
3番	小久保ともこ君	4番	鈴木敏文君
5番	ますだよしお君	6番	常泉健一君
7番	小関義明君	8番	森佐衛君
9番	麻生安夫君	10番	小川清隆君
11番	阿井市郎君	12番	岡本高直君
13番	梅澤哲夫君	14番	酒井良信君
15番	柴田孝君	16番	本吉敏子君
17番	松野唱平君	18番	御園生明君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

管理者	市原淳君	副管理者	馬淵昌也君
副管理者	田中憲一君	副管理者	小高陽一君
副管理者	月岡清孝君	副管理者	平野貞夫君
病院事業管理者	阿部恭久君	教育長	富田浩明君
事務局長	渡辺裕次郎君	消防長	秋葉和彦君
水道部長	白井光夫君	公立長生病院 事務部長	柴崎勲君
事務局次長	石崎康志君	事務局副参事 (環境衛生課長事務取扱)	杉崎正文君
消防本部次長 (総務課長事務取扱)	丸宏史君	水道部次長 (管理課長事務取扱)	大和久正君
事務局総務課長	鳥山禎幸君	医療民生課長	唐津ひろみ君
公立長生病院 総務課長	堺谷正男君	環境衛生課主幹	渡邊稔也君
会計管理者	田邊治幸君	消防本部 総務課長補佐	高橋明宏君
環境衛生 センター所長	安井一仁君	温水センター所長	本吉智久君
長南聖苑所長	村上尚子君	視聴覚教材 センター所長	茂住卓生君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	岡澤靖江	書	記	秋葉正人	
書	記	野元保裕	書	記	大塚将史

議 事 日 程

平成7年2月25日 午後 4時2分開議

- 第 1 付託案件の総括審議
- 第 2 議案第19号 令和6年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4号）
- 第 3 閉会中の所管事務調査申出の件

○議長（梅澤哲夫君） 事情がありまして、ちょっと遅れました。ただいまより会議を開きたいと思います。

開会に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

副管理者、石井和芳君から所用のため欠席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出席議員は全員であります。よって会議は成立いたしました。

午後 4時02分開会

○議長（梅澤哲夫君） 先ほど議会運営委員会を開き、本日の定例会の運営等について協議をいただきましたので、その内容について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

岡沢議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（岡沢与志隆君） 議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日、午後3時15分から議会運営委員会を開催し、令和7年第1回定例会の本日最終日の日程及び会議の運営方法につきまして協議をいたしましたので、その結果を報告いたします。

お手元に定例会における本日の議事日程を配付してございますので、御覧いただきたいと存じます。

2月4日の開会日に全日程の報告をいたしましたが、追加議案が提出されましたので、本日審議をお願いするものです。

よって、会期の変更はございません。

本日の日程について申し上げます。

開会日の報告では、付託案件の総括審議と閉会中における所管事務調査申出の2件でありましたが、ここに「議案第19号長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4号）」を日程追加するものであります。

以上が本定例会最終日の運営に関する協議決定事項であります。

議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（梅澤哲夫君） 御苦労さまでした。

以上で、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

本日の議事日程は、既にお手元に配付してありますので、それにより御了承願います。

それでは、これより日程に基づき議事に入ります。

日程第1「付託案件の総括審議」を議題といたします。

議案第4号から議案第7号については、それぞれ所管の委員会に審査を付託してありますので、その審査の経過並びに結果について報告を願います。

まず、総務委員会の報告を求めます。

柴田孝総務委員会委員長。

○総務委員会委員長（柴田 孝君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会に審査を付託されました「議案第4号令和7年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算」並びに「議案第5号令和7年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算」について、2月7日午後1時30分から、組合管理棟ふれあいホールにおいて、管理者及び関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、この経過並びに結果について御報告申し上げます。

最初に、管理者に対する総括質疑ですが、議案第4号並びに議案第5号について特に質疑はございませんでした。

次に、事務担当部局に対し、会計ごとに審査いたしました内容について、要約して申し上げます。

一般会計予算については、歳出から質疑が行われ、2款総務費では、「職員採用試験委託料について、全国的に職員確保が難しい状況と聞いているが、その取組は。」との質疑に対し、「広報掲載や学校訪問、社会人経験枠の設定などにより募集を行っているが、公務員離れがあるようで、特に技術職の採用は難しい状況である。今後はSNSなど活用し、必要な人材確保に向け努めていく。」との答弁がありました。

次に、「多額の予算が伴う事業が山積しているが、市町村が策定している総合計画などは策定されているのか。」との質疑に対し、「総合計画の策定はなく、財政計画を策定している。令和3年度から10年間の市町村負担金推計を構成市町村に示し、予算編成についてもこれを基準としている。事業内容の変更があれば時点修正を加えてはいるが、進捗により先にスライドする事業もある。今後も構成市町村と協議しながら進めていきたい。」との答弁がありました。

3款民生費の介護認定審査会費では、「利用者の利便性を考え、介護認定審査結果を迅速に出せないのか。」との質疑に対し、「近年、依頼件数が増加しているため、令和7年度から1合議体を増やし審査を進めていく予定であり、市町村とも協議して迅速化に努めた

い。」との答弁がありました。

4款清掃費では、「焼却灰外部運搬処理委託料の概要は。」との質疑に対し、「灰の埋立てを行っているエコパーク長生に搬入できない飛灰を外部処理しているもので、扱える業者は限られており、搬出先の自治体との協議も必要となっている。現在は茨城県、秋田県、山形県の民間企業に委託している。」との答弁がありました。

次に、「燃えるごみ専用袋が高いという声を住民から聞いているが、値下げについての議論はされているのか。」との質疑に対し、「市町村担当者会議では何度か協議がされているが、市町村の財政が厳しい状況にある中、財政負担の増やごみ排出量の増が懸念されている。国が進めるプラスチックごみの資源化は、現在、努力義務となっているが、今後、その収集や分別方法の変更に併せ、燃えるごみ専用袋の価格だけではなく、不燃ごみなどごみ全体の費用について検討していく。」との答弁がありました。

次に、「ごみ焼却施設精密機能検査委託料の内容は。」との質疑に対し、「廃棄物処理法に基づき3年ごとに実施するもので、例年の保守点検に加え、運転実績、処理機能、設備装置の状況について検査を行うもの。」との答弁がありました。

5款消防費では、「南署建設に係る造成工事について。」の質疑があり、「財政計画の中で南署、西署の用地取得に向けては同時に進行し、先に用地を取得できたところから建設を行うこととしていた。南署建設用地は今年度中に取得予定であり、購入後に実施計画書を作成し提示させていただきたい。今回は説明不足な部分があったため、今後は随時報告させていただく。」との答弁に続き、「用地交渉の進捗は。」との質疑に対し、「現在も地権者と交渉中ではあるが、必要最低限の面積は確保させていただく予定である。」との答弁がありました。また、「今後は庁舎建設の進捗について行政報告等を行い、当局と議会の意思疎通をしっかりと図ってほしい。」との要望がありました。

次に、非常備消防費で、「消防団の操法訓練と操法大会はどのような形で行っているのか。」との質疑に対し、「千葉県が消防団員に対し行ったアンケートでは、消防操法の必要性は非常に強く感じていたが、競技志向の高い操法大会とその訓練については否定的な意見が多く、県の操法大会は隔年の開催となった。当組合でも支団会議に諮ったところ、大会は隔年での開催とし、訓練も同様となった。また、訓練については、火災時に使用する機器の取扱いや救命講習等を支団ごとに行っている。」との答弁がありました。

次に、非常備消防施設費のうち、「委託料にある飲料水兼用耐震性貯水槽の概要は。」との質疑に対し、「令和7年度は、茂原市の鶴枝公民館にある約60立方メートルのものと、睦

沢町役場にある約100立方メートルの2基が対象で、構造は貯水槽の入口と出口に水道管が接続されており、地震等による圧の変動により自動で弁が閉じ、飲料水としての汲み上げや消火用水源として使用することができるもの。」との答弁がありました。

次に、「非常備消防費の報酬のうち、出動報酬の根拠は。」との質疑に対し、「過去3年間の火災出動件数を基に、条例に基づく時間1,000円、1日最大8,000円で試算をして計上をした。」との答弁がありました。

次に、「無人航空機の購入費用が高額だが、どのような機能を備えたものか。」との質疑に対し、「搭載しているカメラで被害状況の把握、スピーカー機能で避難誘導もでき、水難救助の時には浮き輪などの救助物品を搬送するなど多くの機能を有している。幅広く他の消防で使用されている海外製ではなく、悪天候時でも飛行が可能なこと、修理部品の供給が永久的であることなどから、国産の産業用ドローンを選定した。」との答弁がありました。

次に、「消防機庫の建設費用が高額だが、リピート設計により経費低減を図れないか。」との質疑に対し、「建設用地に合わせ、平家と2階建ての設計をリピート使用し費用削減を図っているが、大幅な軽減には至っていない。他団体では車庫だけの機庫もあるため、必要とされる機庫の形状も考慮しながら、コスト削減に向けた施策を検討していく。」との答弁がありました。

歳入では、「一般廃棄物収集処理手数料について、近年、単身世帯が増加し、燃えるごみを捨てる際の量は少なくなっていると思われるが、容量の少ない袋を導入する考えはあるのか。」との質疑に対し、「現在、市町村からの要望もあり、少容量袋の導入について検討を進めている。」との答弁がありました。

特別会計火葬場・斎場事業予算について、歳入歳出一括して質疑が行われ、「聖苑使用料について、過去3年間と令和6年度の3市町の火葬件数の実績は。」との質疑に対し、「令和3年度は1,491件、令和4年度は1,616件、令和5年度は1,564件で、今年度は令和7年1月末現在で1,319件となっており、前年比6.2%の増となっている。」との答弁がありました。

以上が各会計予算で審査された内容の一部であります。

この結果、「議案第4号令和7年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算」並びに「議案第5号令和7年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算」は、出席委員全員の賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会に付託されました審査経過並びに結果であります。

令和7年2月25日、総務委員会委員長、柴田孝。

○議長（梅澤哲夫君） 御苦労さまでした。

次に、企業委員会の報告を求めます。

御園生明企業委員会委員長。

○企業委員会委員長（御園生 明君） それでは、企業委員会の報告を申し上げます。

本委員会に審査を付託されました「議案第6号令和7年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算」並びに「議案第7号令和7年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算」について、2月7日午後1時30分から組合管理棟第1研修室において、副管理者である長南町長、一宮町長及び関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その経過並びに結果について御報告申し上げます。

始めに、水道事業会計予算の審査内容について、要約して申し上げます。

収益的収入及び支出では、「軽減措置の廃止や基本料金算定方法の変更により、受水費が3億5,000万円ほど増加するということだが、7年度以降も続く状況と捉えている。これについて水道部はどのように考えているのか。」との質疑に対し、「九十九里地域水道企業団に対し受水費の減額を要望しているが、大きな効果を得ることは難しい状況である。配水管の老朽化が著しく多額の費用も必要となることから、水道審議会を設置し、水道料金の見直しも含め検討していく。」との答弁がありました。

次に、「委託料のうち、水質検査の内容と実施頻度、PFASの検出結果は。」との質疑に対し、「法定の水質基準51項目と任意の水質管理目標27項目について、項目ごとに定められている頻度により計画を立てて水質検査を実施している。PFASについては、いずれの水系も国の定める基準値を大幅に下回る数値で、安心して飲んでいただける水質である。」との答弁がありました。

次に、「給水収益について、世帯数が増える一方、給水人口は減っている状況の中、用途によっては大きく減少しているものもある。どのように予算計上しているのか。」との質疑に対し、「過年度の実績に加え、直近では本年度12月までの実績から算定している。過去において多く見込んでいた用途もあるので、今後はよく精査していく。」との答弁がありました。

資本的収入及び支出では、「営業設備費でポンプや工具の購入等により633万円余の減とあるが、その理由は。」との質疑に対し、「購入量の減少によるもの。」との答弁がありました。

予算書及び説明書では、「消火栓工事として10栓で2,500万円余の費用とあるが、その根

抛は。また、設計はどこで行っているのか。」との質疑に対し、「設置基準を満たした水道管に消火栓を取り付ける標準的な工事単価に設置数を乗じて計上しており、水道部の職員が設計している。」との答弁がありました。

以上が、水道事業会計で審査された内容の一部であります。

次に、病院事業会計予算の審査内容について、要約して申し上げます。

収益的収入及び支出では、「我々議会は、B棟改築に向け実施設計を含む予算などを可決してきた。改築が2年先送りになったが、本年度12月の設計見直しに係る調査業務結果を基に検討したのでは8年度予算の編成に間に合わないのでは。」との質疑に対し、「調査業務の成果物は5月末までに提出させ、それ以降はフォローアップの期間を設けたもので、8年度予算には間に合うと考えている。」との答弁に続き、馬淵副管理者からは、「他の事業等の輻輳もあり改築が先送りとなった間、管理者の交代という大きな変化もあった。焦眉の急ということで改築に向け進めてきたが、休床中の52床を温存しておいた方が利することが大きいのではとの意見もあり、設計見直しに至っている。可及的速やかに結論を出すことをお約束申し上げますので、御理解をいただきたい。」との答弁がありました。

次に、「外科医や麻酔科医が確保できても、内科医が減ったのでは入院と外来の患者数増加にはつながらないのでは。」との質疑に対し、「麻酔科医の確保により手術がスムーズに行え、手術件数も増えている。今年度、入院100人プランにより毎月コンスタントに患者数を確保しており、7年度においても見込める数字であると考えている。」との答弁がありました。

次に、「入院患者数の見込みについて、中長期ビジョンと7年度予算の数字に乖離が生じた理由は。」との質疑に対し、「中長期ビジョンはコロナ禍以前に策定したもので、アクションプランの5年間のうちコロナ対応に4年を費やしたので、現実的な見込みとして修正させていただいた。」との答弁がありました。

次に、「千葉大の各医局に足繁く通うなどして非常勤医を獲得したとのことだが、交際費を前年度より減額した理由は。」との質疑に対し、「6年度の執行見込み額から計上したが、新たな病院への開拓も検討し医師確保に努めたい。」との答弁がありました。

次に、「医療相談収益の内訳は。」との質疑に対し、「人間ドックや企業の健康診断などで、6年度12月までの実績では、ドックを159件、健康診断を34件実施している。」との答弁がありました。

資本的収入及び支出では、「建設改良費のうち、B棟改築工事の内容は。」との質疑に対

し、「6年度予算で計上した4,000万円余の再設計費を7年度にスライドして新たに計上し直したものと、既存の空調設備の改修費600万円余を計上させていただいた。」との答弁がありました。

予算書及び説明書では、「医師数については7年度も大きな変化がないとのことだが、看護師は確保できているのか。」との質疑に対し、「看護師は随時募集し採用しており、夜勤要員を含めあと数名で充足する。今後病床数を増やすことになれば、段階的な対応が必要となってくる。」との答弁がありました。

以上が病院事業会計で審査された内容の一部であります。

以上の質疑応答を踏まえ、本委員会は、「議案第6号令和7年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算」並びに「議案第7号令和7年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算」は、出席委員全員の賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

令和7年2月25日、企業委員会委員長、御園生明。

○議長（梅澤哲夫君） 御苦労さまでした。

以上で、各委員会の報告は終わりました。

ただいまの各委員会の報告に対し、一括して質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、「議案第4号令和7年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算」について、委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（梅澤哲夫君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号の採決をしますが、この採決には組合格約第8条の2が適用されます。

採決をします。「議案第5号令和7年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場

事業費予算」について、委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（梅澤哲夫君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、「議案第6号令和7年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算」について、委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（梅澤哲夫君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、「議案第7号令和7年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算」について、委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（梅澤哲夫君） 起立全員です。

したがって、議案第7号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、日程第2「議案第19号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 「議案第19号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4号）」について、御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

本案は、第1条繰越明許費の追加、第2条債務負担行為の追加及び廃止をしようとするものでございます。

では、その内容を御説明申し上げます。

2ページをお開きください。

第1表、繰越明許費補正を御覧ください。

4款2項清掃費において、新最終処分場建設事業に係る地元同意事業負担金の長柄町公共事業負担金で236万9,000円の繰越明許費を追加しようとするものでございます。これは、地元同意事業として長柄町が施工する町道改良工事等公共事業に対する負担金で、長柄町から事業の一部が年度内に完了しない旨の通知があったことによるものでございます。

次に、5款1項消防費において、1人分の新規採用職員被服一式購入で75万8,000円の繰越明許費を追加しようとするものでございます。これは、本年1月に退職願が提出され、1人分の欠員を補充する必要があるため、被服一式を追加購入するものですが、既製品ではなく採寸を必要とするものもあり、年度内に全ての納品が見込めないことによるものでございます。

続いて、第2表、債務負担行為補正の1追加の表を御覧ください。

新最終処分場建設事業の浸出水処理施設建設工事のスライド条項及び工期延長で、期間を令和6年度から令和8年度まで、限度額2億9,150万円の追加設定をしようとするものでございます。これは、新最終処分場浸出水処理施設建設工事において、令和7年2月4日付で変更契約した新最終処分場土木建築工事の工期延長により、埋立施設との関連工事において当初工期での完了が困難となったことで、工事請負業者であるカナデビア株式会社東京本社から工期延長願が提出されたことで、今後、工期延長に対応するために必要な予算措置を講じるものでございます。

次に、2廃止の表を御覧ください。

本年度の11月議会定例会で議決いただきました一般会計補正予算（第2号）の債務負担行為補正にて、新最終処分場建設事業の浸出水処理施設建設工事スライド条項分として、期間を令和6年度から令和7年度まで、限度額を2億9,150万円に追加設定したものでございますが、工期延長の必要が生じ、さきに御説明いたしました新たな債務負担行為を追加設定するため、当該債務負担行為を廃止しようとするものでございます。

以上、議案第19号について御説明申し上げます。

よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(梅澤哲夫君) なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(梅澤哲夫君) なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第19号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算(第4号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(梅澤哲夫君) 起立多数です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第3「閉会中の所管事務調査申出の件」を議題といたします。

先般、総務委員会委員長並びに企業委員会委員長から、会議規則第104条の規定に基づき、閉会中における所管事務調査研究の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員会委員長からの申出のとおり、閉会中に所管事務の調査研究することで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(梅澤哲夫君) 異議ないものと認めます。

したがって、各常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中に所管事務の調査研究をすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

本定例会に係る会議録の調製に当たり、字句、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により議長に一任していただきたいと存じますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(梅澤哲夫君) 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

これをもって、令和7年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午後4時38分閉会